

## 国立大学法人の役員報酬規程の改正について

### 【役員報酬規程関係】(5法人)

#### 1 国立大学法人評価委員会の審議を踏まえた主な改正について

- 期末特別手当の額の増額又は減額する場合、経営協議会の議を経て決定することとする改正 (鹿屋体育大学)

#### 2 その他の改正について

- 常勤役員の号俸の改正 (北見工業大学)
- 非常勤役員手当の新設 (福島大学)
- 単身赴任手当の新設 (豊橋技術科学大学)
- 8月における給与支給日についての改正 (九州工業大学)



国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

21.2.1現在

法人名	広域異動 手当	地域手当			
		変更状況	勤務地 支給率	国の 支給率	異動 保障
北海道大学	○		3%	3%	○
北海道教育大学	×		3%	3%	○
室蘭工業大学	×		0%	0%	○
小樽商科大学	○		0%	0%	○
帯広畜産大学	○		0%	0%	○
旭川医科大学	○		0%	0%	○
北見工業大学	×		0%	0%	×
弘前大学	○		0%	0%	○
岩手大学	×		0%	0%	×
東北大学	×		6%	6%	○
宮城教育大学	×		6%	6%	○
秋田大学	×		0%	0%	×
山形大学	×		0%	0%	×
福島大学	○		0%	0%	○
茨城大学	×		0%	6%	×
筑波大学	×		6%	8%	○
筑波技術大学	×		6%	8%	○
宇都宮大学	×		0%	4%	△
群馬大学	○		2%	3%	○
埼玉大学	×		8%	10%	×
千葉大学	×		9%	9%	×
東京大学	×		15.05%	16%	×
東京医科歯科大学	×		16%	16%	×
東京外国語大学	×		12%	12%	×
東京学芸大学	×		12%	—	○
東京農工大学	×		12%	12%	○
東京芸術大学	×		12%	16%	○
東京工業大学	×		14.8%	16%	○
東京海洋大学	×		16%	16%	×
お茶の水女子大学	×		14%	16%	×
電気通信大学	×		11%	12%	○
一橋大学	×		13%	13%	○
横浜国立大学	×		12%	12%	×
新潟大学	○		0%	0%	○
長岡技術科学大学	○		0%	0%	○
上越教育大学	○		0%	0%	○
富山大学	○		3%	3%	○
金沢大学	○		3%	3%	○
福井大学	×		1%	3%	○
山梨大学	×		2%	4%	○
信州大学	○		2.6%	3%	○
岐阜大学	×		0%	3%	×
静岡大学	×		5%	6%	○
浜松医科大学	×		3%	3%	×

※1

法人名	広域異動 手当	地域手当			
		変更状況	勤務地 支給率	国の 支給率	異動 保障
名古屋大学	×		11%	12%	○
愛知教育大学	×		3%	6%	○
名古屋工業大学	×		12%	12%	○
豊橋技術科学大学	○	+1%	3%	3%	○
三重大学	×		4%	4%	○
滋賀大学	○		3%	3%	○
滋賀医科大学	×		5%	7%	○
京都大学	×		10%	10%	○
京都教育大学	×		10%	10%	×
京都工芸繊維大学	×		10%	10%	○
大阪大学	×		12%	12%	△
大阪教育大学	○		3%	3%	○
兵庫教育大学	○		0%	0%	○
神戸大学	×		10%	10%	○
奈良教育大学	×		5.5%	7%	×
奈良女子大学	×		6%	7%	○
和歌山大学	○		3%	3%	○
鳥取大学	○		0%	0%	○
島根大学	×		0%	0%	×
岡山大学	○		3%	3%	○
広島大学	○		0%	0%	×
山口大学	○		0%	0%	○
徳島大学	○		0%	0%	○
鳴門教育大学	○		0%	0%	○
香川大学	○		0%	3%	○
愛媛大学	○		0%	0%	○
高知大学	○		0%	0%	○
福岡教育大学	○		0%	0%	○
九州大学	×		9%	9%	○
九州工業大学	○		3%	3%	○
佐賀大学	○		0%	0%	○
長崎大学	×		3%	3%	○
熊本大学	○		0%	0%	○
大分大学	×		0%	0%	○
宮崎大学	○		0%	0%	○
鹿児島大学	×		0%	0%	○
鹿屋体育大学	○		0%	0%	○
琉球大学	○		0%	0%	○
政策研究大学院大学	×		16%	16%	○
総合研究大学院大学	×		6%	6%	×
北陸先端科学技術大学院大学	○		0%	0%	○
奈良先端科学技術大学院大学	×		5%	-	○

※2

注)国準抛の「-」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

※1 (宇都宮大学)国家公務員から引き続いて役員になった者には地域手当は支給する。(異動保障あり)

※2 (大阪大学)統合前の旧大阪外国語大学出身の役員については異動保障あり。

## 役員報酬規程新旧対照表

### 鹿屋体育大学

(改正後)	(改正前)
<p>(期末特別手当)</p> <p>第12条</p> <p>4 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、学長がその者の職務実績に応じ、<u>国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て</u>その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 職員給与規則第32条第2項及び第3項の規定は、期末特別手当の支給について準用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則 (平20. 11. 6規則第21号)</u> <u>この規則は、平成20年11月6日から施行する。</u></p>	<p>(期末特別手当)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>4 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、学長がその者の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

### 北見工業大学

(改正後)	(改正前)
<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 常勤の役員の号俸は、次の<u>とおりとする</u>。</p> <p>学長 <u>5号俸</u> 理事 <u>3号俸</u></p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 常勤の役員の号俸は、次の<u>各号に掲げる範囲内で学長が決定する</u>。</p> <p>学長 <u>5号俸以下</u> 理事 <u>3号俸以下</u></p> <p>第5条～第13条 (略)</p>

## 福島大学

(改正後)	(改正前)
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>理事 月額 157,000円</p> <p>監事 月額 90,000円</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p>

## 豊橋技術科学大学

(改正後)	(改正前)
<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、<u>単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p><u>(単身赴任手当)</u></p> <p><u>第7条 単身赴任手当は、給与規程第31条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。</u></p> <p><u>2 単身赴任手当の月額は、給与規程第31条第4項に規定する額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則(平成20年度規程第7号(平成20年11月17日))</u></p> <p><u>この規程は、平成20年11月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条(新設)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p>

## 九州工業大学

(改正後)	(改正前)
<p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与(期末特別手当を除く。)は、毎月17日(この項において、「支給定日」という。)に支給する。なお、支給定日については、職員給与規程(平成16年4月1日九工大規程第5号)第9条の規定を準用する。</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年7月2日から施行する。</u></p>	<p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与(期末特別手当を除く。)は、毎月17日(この項において、「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日(この項において、毎月17日を「支給定日」という。)が、日曜日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に支給する。</p> <p>第4条～第15条 (略)</p>